

組合員証等の交付手続きをお忘れなく！

資格 担当
☎06-6941-3164

組合員としての資格を取得したときは、所属所等を通じて組合員資格取得届出の手続きを行い、「組合員証」（保険証）の交付を受けてください。なお、手続方法は下記を必ずご確認ください。

組合員の資格取得手続きの方法

A 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

- (1) 総務事務システム（SSC）が利用可能な正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方は、SSCの「各種給付」口座を登録し、「組合員資格取得届出」入力が必要です。入力方法は、**正規職員は青の矢印**を、**任期付職員・臨時的任用職員は赤の矢印**を確認ください。

The screenshot shows the SSC manual interface. On the left is a navigation menu with categories like '人事給与福利厚生', '人事給与関連業務', '財務会計システム', '物品調達システム', '帳票配信一覧', '権限管理', '職員の任用等', 'FAQ', and 'マニュアル・規定集'. On the right is the 'マニュアル・規定集・データ集検索' (Manual, Regulations, Data Collection Search) page. It features a search bar and a category filter. Under '人事給与 (学校)', the '各種規定・手引き集' (Various Regulations and Handbooks) is highlighted with a red box and a red arrow. Under '人事給与 (知事部局)', the '各種規定・手引き集' is highlighted with a blue box and a blue arrow. Below these, there are sections for '臨時任用職員' (Temporary Appointment Staff) and '共済互助' (Mutual Aid), both with their respective manual links highlighted in red and blue boxes.

- (2) 府立学校の非常勤職員（府立高等学校、府立支援学校の方）大阪府教育庁の非常勤職員

支部から所属所あてに
①組合員証・②登録確認通知書（印字有）
③組合員個人番号報告書 を送付します。

➔

到着後、①・②の内容を確認し③を提出してください。
組合員証に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①と併せて提出ください。

B 府立学校以外の教職員の場合

- (1) 府費・大阪市費・堺市費負担の教職員、任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員の場合（主に市町村立の小中学校、大阪市の小中学校・幼稚園、堺市の小中高等学校・幼稚園所属の方）
大阪公立大学の職員の場合、政令市以外の市費負担職員で事業主からデータ提供がある場合

支部から所属所あてに
①組合員証・②登録確認通知書（印字有）
③組合員個人番号報告書 を送付します。

➔

到着後、①・②の内容を確認し③を提出してください。
組合員証に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①と併せて提出ください。

(2) 政令市以外の市費負担職員で事業主からのデータでの提供がない場合

各所属所で①組合員資格取得届書を作成し、
②組合員個人番号報告書、③年金加入期間報告書に**根拠書類(※)**を添え、資格担当宛てに提出ください。③は任期付職員のみ必要となります。



各書類の提出後に処理を進めます。
処理の完了後、所属所宛てに組合員証を送付します。

(※) 正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写し
非常勤職員の場合：任用通知書の写し(社会保険適用の有無・通勤時間等の記載が必要です。)

被扶養者の認定手続きの方法（事由の生じた日から30日以内に必ず手続きしてください！）

注意

組合員に被扶養者がいる場合は、組合員証受取後に、被扶養者申請手続きを行ってください。
組合員の資格取得手続きが完了していないと、「被扶養者証」（被扶養者の保険証）を発行することができませんのでご注意ください。

A 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

被扶養者の要件を満たす場合、SSCより「被扶養者申告」を**事実発生日（婚姻・出生・職員の採用等）から30日以内に入力**ください。30日を過ぎると、遡りができず、SSC入力日の認定となる場合があります。



SSCの入力と必要書類を提出ください。

◇書類提出先
府立学校教職員→
学校総務サービス課
大阪府教育庁職員→
総務サービス課



資格担当で審査の後、被扶養者証を所属所あてに送付します。

B A以外の教職員の場合

被扶養者の要件を満たす場合、「被扶養者認定申告書」に必要書類を添えて、**扶養の事実発生日（婚姻・出生・職員の採用等）から30日以内に所属所長が受理し、その受理日から30日以内に資格担当へ提出**ください。被扶養者の申請が30日を過ぎると、事実発生日に遡って認定できません。

被扶養者の要件を備えた日から31日以降の所属所受理日となる場合は、所属所受理日が認定日となります。また、所属所受理日から共済組合への提出が31日以降となる場合は共済組合受付日が認定日となります。



資格担当で審査の後、被扶養者証を所属所あてに送付します。



事実発生日から認定できない場合、認定日までの間に無保険期間が発生することとなり、この間の医療費が全額自己負担となる場合があります。

被扶養者の必要書類のダウンロードはこちらから

HP → 手続きナビ → 「様式集」
→ 「組合員資格等関係の様式【2】認定書類一覧表」



組合員の異動に関する手続きの方法

(1) 大阪支部内で組合員が異動した場合、下記の手続きが必要です。

区 分		転 出 側			
		大阪府費負担教職員 (豊能地区を含む)	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担 及び公立大学法人等の 教職員
転 入 側	大阪府費負担教職員 (豊能地区を含む)	×	○	○	○
	大阪市費負担教職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員	○	○	○	○

ア 上記、○印（異なる区分）の異動は、下記の書類を提出してください。

■転入側の所属所

原則、組合員証の番号を変更します。番号が変更になる場合は、変更後の組合員証を転入先（異動後）の所属所へ送付します（証送付の流れについては前掲の資格取得手続きを参照してください）。

【必要書類】 ◎「組合員異動報告書（様式1）」

■転出側の所属所

【必要書類】 ◎「組合員異動報告書（様式1）」

イ 上記×印がついている区分の場合、原則手続きは不要です。

(2) 組合員が資格を喪失した場合、下記の手続きが必要です。下表を参考に、所属所を通じて「組合員証」等(注)を共済組合に返納してください。

(注) 「組合員証」等とは「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことをいいます。

必要書類		異動事由	退 職 死亡退職	他の共済組合への転出	他都道府県公立学校 (他支部) への転出
資 格 関 係	◎「組合員異動報告書」		○	○	○
	組合員証等		○		大阪支部 または 転出先の支部へ返却
			◎「資格喪失証明書交付申請書」または◎「任意継続組合員申出書」に添えて、返却してください。		

- (注1) ・ 定年退職から引き続き再任用フルタイム・週20時間以上の再任用短時間勤務となる場合、組合員資格が継続するため、組合員証等の返却は不要です。
 ・ その他、資格喪失・継続の考え方については「共済おおさか223号（令和5年12月）」を参照してください。
- (注2) ・ 組合員の資格喪失後、次の健康保険への加入手続きのため「資格喪失証明書」が必要な場合は◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を添えて提出してください。ご自宅宛てに「資格喪失証明書」を送付いたします。





組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も同時に資格を喪失します。資格喪失後に組合員証等を医療機関等に提示しての診療は受けないようお願いします。
誤って使用された場合、後日医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

◎は支部所定の様式です。ダウンロードはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 **検索** → 手続きナビ → 「様式集」 → 「組合員資格等関係の様式」



マイナンバーカードの利用範囲が広がっています

マイナンバーカードの健康保険証としての利用(注)や公金受取口座登録制度の開始など、日常生活におけるマイナンバーカードの利用範囲が広がっています。詳しくは、下記ホームページよりご確認ください。

(注)事前にマイナポータルでマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要となります。

HP 公立学校共済組合 **検索** → マイナンバーカードコーナー



令和6年12月に健康保険証(組合員証)の廃止が予定されています。
詳細が明らかになりましたら改めてお知らせいたします。

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付(公的年金)および短期給付(健康保険)を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業
(公的年金の補完)



ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。
老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額(約1/4相当)に当たる部分を補完します。

短期給付事業
(健康保険の補完)



傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、**収入が減少する部分を補完**することができます。



入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、**医療費の自己負担部分を補完**することができます。



特定疾病給付金

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)時に、**闘病資金を確保**することができます。
特定疾病給付金(主契約)に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完



元気づくりサービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、**各種サービス**を受けることができます。

福祉保険制度は退職(組合員資格喪失)後も継続可能です(傷病休職給付金を除く)。手続き資料は、6月~7月頃所属所宛てに送付予定です。
制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ(福祉保険制度専用ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

2023.02

